平成２３年（再イ）第７４号
熊本市鶴羽田４丁目15番39号、再生手続開始決定時の住所熊本市辛島町４番26号
再生債務者　原　　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月24日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第３０７号
札幌市東区東苗穂９条２丁目11番16号
再生債務者　森下　信広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山296番地８
再生債務者　大坊　洋文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（再イ）第２４７号
横浜市磯子区栗木１丁目24番８号　リバーサイド101号
再生債務者　伊尾　朋徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２７４号
横浜市緑区中山町901番地１　グランドメゾン中山302号
再生債務者　山本　　智
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３号
長野県飯田市鼎名古熊2146番地５　リポージシンエツＡ106号
再生債務者　後藤　　守
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日　長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（再イ）第６８号
静岡県御殿場市東田中１丁目20番５号
再生債務者　山田　唯史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（再イ）第９号
愛媛県大洲市阿蔵甲755番地７
再生債務者　中村　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日　松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（再イ）第３３号
熊本県合志市野々島4388番地８
再生債務者　嶺岡　丈士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月25日
熊本地方裁判所民事第１部

企業年金基金変更公告

内田洋行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都江東区深川１丁目11番12号
2．旧事務所の所在地　東京都江東区東陽２丁目３番25号
3．変更年月日　平成24年２月６日
平成 24 年２月７日　内田洋行企業年金基金
理事長　後藤　弘治

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳の男性、身長約140㎝、白骨遺体で所持品はなし、左大腿骨頭置換手術痕
上記の者は、平成24年１月11日宮城県牡鹿郡女川町飯子浜字飯子地内飯子浜漁港西側海岸で白骨遺体で発見されました。推定死亡年月日は不明。身元不明のため火葬に付し保管しております。心当たりの方は、当町町民課まで申し出て下さい。
平成 24 年２月７日
宮城県　　女川町長　須田　善明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、推定年齢60歳代、身長178㎝、やや痩せ型、頭髪長さ６㎝白髪混じりでパーマ、右脇腹に手術痕、上歯２本下歯７本が残存、着衣は灰色ジャンパー、青色Ｙシャツ、紺色スラックス、白色上下肌着、黒色靴下、赤色マフラー、黒色サンダル、黒色縁・茶色レンズの度付きサングラス、金色指輪着用、所持金品はなし
上記の者は、平成24年１月18日、東京都練馬区光が丘四丁目都立光が丘公園内にて縊死しているところを発見されました。現場の状況から自殺と推定され、死亡日時は平成24年１月18日午前０時頃と検案されました。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当区健康福祉事業本部福祉部練馬総合福祉事務所までお申し出ください。
平成 24 年２月７日
東京都　　練馬区長　志村豊志郎

会社その他の公告

解散公告
当組合は、平成二十三年十二月三十一日総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月七日
宮城県仙台市若林区鶴代町三番五一一一号
仙台東部自動車整備協同組合
清算人　上杉　厲美

解散公告
当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債内権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月七日
東京都世田谷区北烏山六丁目一一番三一二〇〇九号
ジャストワン株式会社
代表清算人　寇　曙　春

解散公告
当社は、平成二十四年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債内権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月七日
東京都渋谷区桜丘町二一番一二号
株式会社ショウ・エンタープライズ
代表清算人　蒋　　義三

解散公告
当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月七日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
一般社団法人アークハーバー18
代表清算人　内山**隆**太郎